



平成29年度「中小企業のための女性活躍推進事業」



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性活躍推進への取組みや姿勢を”見える化”

認定マーク「えるぼし」を取得して、
優秀な人材を確保!!

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等を無料でサポートします！



優秀な人材が
採れるように
なった！



業績向上の
きっかけに
なった！



男女共に
人材が定着
するよう
になった！



★ 『えるぼし』とは ★

一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受ける事ができ、認定マーク『えるぼし』を商品や広告、名刺、求人票などに使う事ができます。



※認定マークについて… 「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Laudable(賞賛に値する)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

★ 『えるぼし』を取得するには ★



※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取得しましょう!」をご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/nintei_1.pdf

★ 『女性活躍推進法』とは ★

女性が職業生活において、その希望に応じ、十分に能力を発揮、活躍できる環境を整備する事を目的としています。
 この法律により、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務になっている大企業はもとより、中小企業においても努力義務があることから、女性活躍の重要性を理解し、取組みを加速させて行く事が重要です。

★ 一般事業主行動計画とは ★

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②数値目標(1つ以上)、③取組み内容、④取組みの実施時期を盛り込む必要があります。

行動計画策定を無料でサポート!

● お問い合わせ ●

女性活躍推進センター東京本部
 一般財団法人女性労働協会
 E-mail suishin@jaaww.or.jp

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F

TEL 03-3456-4412
 FAX 03-6809-4472

受付時間(平日)
 9:00~17:30

<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進サポートサイト